官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（**総務**三五）　二
○地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令（**同**三六）　二
〔規　則〕
○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則（**公害等調整委**一）　三
○公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（**同**二）　三
〔法規的告示〕
○医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件（**厚生労働**一一五）　四
○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件（**農林水産**四三三）　四
○令和八年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和九年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件（**同**四三四）　四
〔その他告示〕
○競馬を行うことができる市区町を指定する件（**総務**一〇五）　四
○自転車競走を行うことができる市を指定する件（**同**一〇六）　五
○モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件（**同**一〇七）　五
○消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（**消防庁**七）　六
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**七七）　六
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（**農林水産**四三五）　六
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（**同**四三六）　七
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**二）　八
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づき、同法第三十三条第二項の登録をした件（**経済産業**二六）　八
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　八
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　九
日本海西部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表について（同）　九
北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　九
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示
（近畿運輸局最低賃金公示二、四国運輸局同二、神戸運輸監理部同二）　九
国家試験
令和八年浄化槽設備士試験の施行について（国土交通省）　一〇
公　聴　会
公聴会の開催について
（公正取引委員会）　一〇
除籍の一部が滅失した件
（法務省告示配五八）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同五九～六一）　一〇
日本国に帰化を許可する件（同六二）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、退職手当支給制限処分、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三五

省　　令

○総務省令第三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十四条第二項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記予算に関する説明書様式給与費明細書の２⑶エを次のように改める。

エ　昇給

区　分	合　計	備　考
昇給	何月何日	
昇給区分「何々」	何号給以上 （高齢層（何歳以上）　何号給以上 管理職層（何級以上）　何号給）	
号給数	何号給 （高齢層（何歳以上）　何号給 管理職層（何級以上）　何号給）	
人事評価結果の活用	有・無	
定期昇給以外の昇給制度	有・無	

別記予算に関する説明書様式給与費明細書の２⑶の備考８を次のように改める。

８　「エ　昇給」は、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。定期昇給以外の昇給制度の有無を記載するとともに、当該制度がある場合には、備考欄において当該制度の概要及び国の制度との異同等を記載すること。

附　則

１　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

２　この省令の施行の日以降において令和八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

○総務省令第三十六号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十七条の二第二項の規定に基づき、地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令

地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号給与費明細書様式給与費明細書の３⑷を次のように改める。

⑷　昇給

区　分	合　計	備　考
昇給	何月何日	
昇給区分「何々」	何号給以上 （高齢層（何歳以上）　何号給以上 管理職層（何級以上）　何号給）	
号給数	何号給 （高齢層（何歳以上）　何号給 管理職層（何級以上）　何号給）	
人事評価結果の活用	有・無	
定期昇給以外の昇給制度	有・無	

別記第三号給与費明細書様式給与費明細書の３の（注）５中「⑴」の下に「９に示す「⑷　昇給」の備考欄におおむね同様の取扱いをする⑴」を加え、９を次のように改める。

９　「⑷　昇給」は、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。定期昇給以外の昇給制度欄には定期昇給以外の昇給制度の有無を記載するとともに、当該制度がある場合には、備考欄において当該制度の概要及び一般会計の制度との異同等を記載すること。

附　則

１　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

２　この省令の施行の日以降において令和八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

規　　則

○公害等調整委員会規則第一号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請の取下げ）	（申請の取下げ）
第十二条の二　［略］	**第十二条の二**　［同上］
2　前項の規定による取下げは、書面でしなければならない。ただし、審理の期日又は第十五条の二の規定による期日であつて裁定委員が出席する期日（以下次項において「審理等の期日」という。）においては、口頭ですることを妨げない。	2　前項の規定による取下げは、書面でしなければならない。
3　裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたとき（取下げが審理等の期日において口頭でされた場合であつて、参加人、処分庁及び関係都道府県知事（以下この項において「参加人等」という。）がその審理等の期日に出頭したときを除く。）は、参加人等に通知しなければならない。	3　裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたときは、参加人、処分庁及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

○公害等調整委員会規則第二号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日　公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請の取下げ）	（申請の取下げ）
第十三条　［略］	**第十三条**　［同上］
2　前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。ただし、審問の期日、第四十六条の規定による期日又は法第四十二条の二十四第一項の規定により事件を調停に付したうえ、裁定委員会が自ら処理する場合における調停の手続（当事者の出頭を求めるものであつて、裁定委員が出席するものに限る。）（以下次項において「期日等」という。）においては、口頭ですることを妨げない。	2　前項の規定による取下げがあつたとき（取下げが期日等において口頭でされた場合であつて、相手方がその期日等に出頭したときを除く。）は、相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。
3　裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたときは、相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第百十五号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項第十六号の規定に基づき、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条　法第六条の五第三項第十六号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。	**第四条**　法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
一～十九　（略）	一～十九　（略）
二十　法第十四条の三第一項の基準の遵守に関して必要な事項	（新設）
二十一　（略）	二十　（略）
2　前項に定めるもののほか、法第六条の五第三項第十六号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、オンライン診療を行う医師若しくは歯科医師又はオンライン診療実施病院等に関する法第六条の五第三項第一号、第三号及び第五号から第十五号までに掲げる事項並びに前項各号に掲げる事項であつて、当該オンライン診療に関する事項とする。	（新設）

○農林水産省告示第四百三十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二　再評価を受けるべき者が提出すべき資料

1　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号、第四号及び第十一号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。

2　資料提出期限の始期の六月前から起算して少なくとも過去十五年間に公表された当該再評価を受けるべき農薬の安全性に関する文献の写し並びに当該文献の収集、選択及び分類の過程、結果等を取りまとめた報告書

三　提出期限

1　別表第一号、第四号、第五号、第十号から第十四号まで、第十九号、第二十二号、第二十八号、第三十四号、第三十八号、第三十九号及び第四十一号に掲げる有効成分を含む農薬　令和十年四月三日から令和十年六月三十日まで

2　別表第二号、第三号、第七号、第十六号、第二十一号、第二十七号、第三十三号及び第三十五号に掲げる有効成分を含む農薬　令和十年七月三日から令和十年九月二十九日まで

3　別表第九号、第十七号、第二十三号から第二十五号まで、第二十九号、第三十二号、第三十七号及び第四十号に掲げる有効成分を含む農薬　令和十年十月二日から令和十年十二月二十八日まで

4　別表第六号、第八号、第十五号、第十八号、第二十号、第二十六号、第三十号、第三十一号及び第三十六号に掲げる有効成分を含む農薬　令和十一年一月四日から令和十一年三月三十日まで

別表

一　ＤＢＥＤＣ
二　イプコナゾール
三　エトキサゾール
四　エトキシスルフロン
五　塩酸レバミゾール
六　オキソリニック酸
七　クレトジム
八　クロリダゾン（ＰＡＣ）
九　クロルチアミド（ＤＣＢＮ）
十　クロルフルアズロン
十一　クロルメコート
十二　シフルトリン
十三　シフルフェナミド
十四　シプロコナゾール
十五　シメコナゾール
十六　ジメタメトリン
十七　酒石酸モランテル
十八　スワルスキーカブリダニ
十九　タラロマイセス　フラバス
二十　チアクロプリド
二十一　チリカブリダニ
二十二　デスメディファム
二十三　トリコデルマ　アトロビリデ
二十四　トリフロキシスルフロンナトリウム塩
二十五　バリダマイシン
二十六　ピリフタリド
二十七　ピリプロキシフェン
二十八　フェンプロパトリン
二十九　フルオルイミド
三十　フルシトリネート
三十一　フルミオキサジン
三十二　プロクロラズ
三十三　プロジアミン
三十四　プロピザミド
三十五　プロヘキサジオンカルシウム塩
三十六　フロラスラム
三十七　ボスカリド
三十八　ポリオキシン複合体
三十九　メトスルフロンメチル
四十　メトミノストロビン
四十一　リムスルフロン

○農林水産省告示第四百三十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和九年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百五号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条の二第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市区町を次のとおり指定する。

右の指定は、令和八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

都道府県名	市区町名	競馬を行うことができる期限	条件
北海道	帯広市	令和十年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	令和九年三月三十一日	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
千葉県	船橋市 習志野市	令和十年三月三十一日	同右
東京都	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区	同右	同右

			練馬区
			足立区
			葛飾区
			江戸川区
石川県	金沢市	同右	
岐阜県	羽島郡岐南町	同右	
	同郡笠松町		
兵庫県	姫路市	同右	
	尼崎市		
高知県	高知市	同右	
佐賀県	鳥栖市	同右	

○総務省告示第百六号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、令和八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条件
			競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
茨城県	取手市	令和十年三月三十一日	

○総務省告示第百七号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、令和八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
埼玉県	さいたま市	令和十年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
	飯能市		
	加須市		
	本庄市		
	東松山市		
	春日部市		
	狭山市		
	羽生市		
	鴻巣市		
	深谷市		
	上尾市		
	草加市		
	越谷市		
	入間市		
	朝霞市		
東京都	八王子市	同右	
	武蔵野市		
	昭島市		
	調布市		
	町田市		
	小金井市		
	多摩市	同右	
	稲城市		
	あきる野市		
岡山県	総社市	同右	
	浅口市		
	都窪郡早島町		
	浅口郡里庄町		
徳島県	板野郡松茂町	同右	
	同郡北島町		
	同郡板野町		
福岡県	行橋市	同右	
	中間市		

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十七日

消防庁長官　大沢　博

ＡＤＥ―㉗―1333	日本スクリーン株式会社
ＡＥ―㉗―1332	株式会社テイクコーポレーション
ＡＦＥ―⑩―1331	株式会社タキプラインド
Ｃ―④―7136	株式会社神奈川クリーニング
Ｃ―⑳―7137	株式会社ＡＲＣ東京堂
Ｅ―⑬―48379	Red wood Projects Japan株式会社
Ｅ―⑬―48383	有限会社ブラウド・安藤
Ｅ―⑬―48388	株式会社RK&Co
Ｅ―㉘―48395	株式会社テック
Ｅ―⑬―48392	深見　隆志
Ｅ―㊵―48397	株式会社ＳＥＩＴＥＮ
Ｅ―①―48403	株式会社wall
Ｅ―⑬―48387	number. 83株式会社
Ｅ―㊻―48402	株式会社エム・クラフト
Ｅ―㉚―48396	株式会社エイシン
Ｅ―㉗―48394	春建築工房株式会社
Ｅ―㉒―48404	山出憲太朗
Ｅ―㊵―48393	竹内　強
Ｅ―⑬―48400	株式会社渡辺備装
Ｅ―⑳―48389	株式会社インテリアデコ
Ｅ―⑭―48398	常英商会有限会社
Ｅ―㉓―48413	株式会社一陽テック
Ｅ―㊲―48401	川下　浩明
Ｅ―⑬―48399	株式会社東双商事
Ｅ―⑮―48406	株式会社ケンシン

Ｅ―⑬―48405	株式会社工匠
Ｅ―㉗―48412	アルファーサービス株式会社
Ｅ―㉝―48414	大西　崇仁
Ｅ―⑨―48409	小野　訓男
Ｅ―㉓―48426	宮西　秀典
Ｅ―㊵―48421	株式会社Wall
Ｅ―⑯―48424	株式会社ＢＭサポート
Ｅ―㊵―48425	香山　清志
Ｅ―⑭―48408	株式会社ケイエムコーポレーション
Ｅ―㉒―48410	株式会社山総
Ｅ―㉓―48433	株式会社ウィズ
Ｅ―㉓―48434	株式会社SeesSign
Ｅ―⑭―48407	織田　政二
Ｅ―㉑―48422	株式会社直野美装
Ｅ―㉑―48427	株式会社ＥＳＴ
Ｅ―⑪―48432	株式会社ＤＭＮ
Ｅ―⑭―48415	株式会社第一装飾
Ｅ―㊵―48441	松下　博人
Ｅ―㉗―48442	株式会社ワイアール
Ｅ―㉝―48444	中野健一郎
Ｅ―⑫―48416	株式会社建装
Ｅ―㉓―48436	株式会社インテリア江南
Ｅ―⑳―48417	山口今朝一
Ｅ―⑮―48419	見留　利久
Ｅ―⑬―48439	株式会社ベース
Ｅ―㉕―48443	株式会社篠建
Ｅ―⑫―48420	鵜澤　健一
Ｅ―㉘―48437	有限会社アリス工芸社
Ｅ―㉓―48440	株式会社日美
Ｅ―④―48418	株式会社プラチナデザイン
Ｅ―㉒―48435	株式会社Ｉ―ＣＲＡＦＴ
Ｅ―⑬―48438	キリデザイン株式会社
Ｅ―⑫―48411	梅邨　裕輝
Ｅ―㉗―48445	デコラティブシステム株式会社
Ｅ―㊴―48448	守谷　直人
Ｅ―①―48451	株式会社今野商会
Ｅ―㊵―48450	吉永　正之
Ｅ―⑯―48423	株式会社竹鼻工業
Ｅ―④―48431	外山　浩基
Ｅ―④―48454	百足　貴行
Ｅ―⑦―48447	株式会社テクノサービス
Ｅ―㊼―48456	株式会社ファブリック
Ｅ―⑳―48449	合同会社ニューフォロー
Ｅ―⑫―48446	株式会社剱持総業
Ｅ―㉘―48458	トータルエス株式会社
Ｅ―㊵―48459	田中　聡武
Ｅ―⑫―48452	永嶌　豊
Ｅ―⑱―48457	株式会社リテンダ
Ｅ―㉚―48465	山田　周世
Ｅ―⑬―48453	株式会社Grit
Ｅ―⑫―48460	合同会社イチエダ
Ｅ―⑯―48466	株式会社インテリアあゆみ
Ｅ―⑬―48461	株式会社エム・エス・ケイ
Ｅ―㊵―48455	株式会社レッヅ
Ｅ―⑫―48467	東武サービス株式会社
Ｅ―㊲―48469	福田　司
Ｅ―①―48468	株式会社内研
Ｅ―㊵―48470	中池　司
Ｅ―㉓―48476	株式会社ジェイプラスワン
Ｅ―㊳―48479	高田　和貴
Ｅ―⑬―48463	株式会社安藤工業
Ｅ―⑧―48464	有限会社湖南家具販売
Ｅ―⑰―48471	株式会社ＪＨコーポレーション
Ｅ―⑪―48472	御楚松ＷＯＲＫＳ株式会社
Ｅ―⑭―48474	有限会社インテリアハウスヲクター
Ｅ―㊵―48477	原田　望
Ｅ―㉓―48494	株式会社ism
Ｅ―㉒―48480	硲　康成
Ｅ―⑳―48475	ＣＲＡＦＴ　ＳＴＹＬＥ合同会社
Ｅ―①―48487	佐藤　勝美
Ｅ―㊵―48489	伊藤　孝博
Ｅ―㊵―48490	松尾　賢亮
Ｆ―⑬―1777	イノベイジアデコール株式会社
Ｆ―㉗―1778	日建株式会社
Ｆ―⑬―1780	株式会社ノルウェジアンアイコンズ
ＦＥ―⑬―1774	batonn株式会社
ＦＥ―㉗―1775	エンデバーハウス株式会社
ＦＥ―㉒―1776	有限会社ＤＡＮＮＹ
ＦＥ―⑬―1779	福助商事株式会社
ＦＥ―㉓―1782	株式会社シーディアイ
ＦＥ―㉓―1784	豊島株式会社

○財務省告示第七十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年二月十二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第26回	1,100,000,000円	102.15円
〃	第27回	600,000,000円	101.05円
〃	第27回	3,100,000,000円	101.13円
〃	第28回	3,000,000,000円	99.40円
〃	第28回	3,000,000,000円	99.50円
〃	第28回	1,100,000,000円	99.53円
〃	第30回	2,600,000,000円	96.50円
〃	第30回	5,600,000,000円	96.60円
合計		20,100,000,000円	

○農林水産省告示第四百三十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第七条第一項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第三項第二十八条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、同法第七条の四の規定に基づき、同法第十一条第一項の平均輸入価格、同法第十二条第一項の異性化糖標準価格、同法第十三条第一項の異性化糖軽減額、同法第十四条第一項の加糖調製品軽減額、同法第十五条第一項の平均輸入価格、同法第十六条第一項第二号の異性化糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品標準価格、同法第十八条の四第一項の異性化糖軽減額、同法第十八条の五第一項の加糖調製品軽減額、同法第十八条の六第一項の平均輸入価格、同法第十八条の七第一項第二号の異性化糖標準価格、同法第十八条の八第一項第二号の加糖調製品標準価格及び同法第十八条第一項第二号の平均輸入価格並びに同法第十八条の二第一項第二号及び第二十八条第一項第二号の農林水産大臣が定めて告示する係数を次のように並びに同法第十八条第一項第二号及び第二十八条第二項（同法第六条第二項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二第一項及び第二十八条第二項の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

令和八年三月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき七六、六六〇円

二　異性化糖軽減額　零円

三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円

四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七八、五一九円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、二二四円）

五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七四、九一七円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、九五七円）

六　加糖調製品標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一九、六四二円

適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで

七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三七、〇一七円
　適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで
八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき九三、〇二〇円
　適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで
九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。
　適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	○・九七七	一キログラムにつき二〇八円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	一・一八〇	一キログラムにつき一〇円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二九	一キログラムにつき二九円
規則第十七条の二第四号に掲げるもの	六・〇七七	一キログラムにつき五四円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	五・〇九八	一キログラムにつき四五円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・二四五	一キログラムにつき三三一円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	○・八五二	一キログラムにつき一九円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	○・七八八	一キログラムにつき一七円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	○・八一一	一キログラムにつき七二円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき二四四円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一五二円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一二一円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	一二一・〇〇一	一キログラムにつき二、〇六二円
規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一四・八六二	一キログラムにつき二、二四四円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一一・八七四	一キログラムにつき一、一三五円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	一〇・九三一	一キログラムにつき八八二円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	二・八八九	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・一九一	一キログラムにつき一二六円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・一九一	一キログラムにつき一二一円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものに限る。）	○・八五七	一キログラムにつき七六円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	○・八一一	一キログラムにつき六三円

○農林水産省告示第四百三十六号

　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
　令和八年三月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和
　表熊本県の項中「肥後開拓農業協同組合」を削る。

○農林水産省環境省告示第二号

　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和八年二月二十四日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。
　令和八年三月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和
　環境大臣　石原　宏高

承認番号　25―46Ｐ―0011

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性ワタ（改変*cry2AB2*, *Gossypium hirsutum* L.）（MON15947, OECD UI：MON-15947-5）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号　25―46Ｐ―0012

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤、アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ（*gm-fad2-1*, *gm-hra*, 改変*aad-12*, *2mepsps*, *pat*, *Glycine max* (L.) Merr.）（DP-305423-1×DAS-44406-6, OECD UI：DP-305423-1×DAS-44406-6）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

○経済産業省告示第二十六号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第六十条第一項の規定に基づき、次のように同法第三十三条第二項の登録をしたので、同法第七十二条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	登録をした日
一般財団法人日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地	令和八年三月二十七日
ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目7番2号	令和八年三月二十七日
日本検査キューエイ株式会社	東京都中央区入船二丁目1番1号	令和八年三月二十七日

国会事項

衆議院

報告書受領

三月二十五日人事院総裁川本裕子から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第二項の規定に基づく令和七年官民人事交流に関する年次報告

弔詞

かつて永年在職議員として表彰された元議員不破哲三君が七年十二月三十日死去されたので、三月二十五日、本院は次の弔詞を贈った。

元日本共産党幹部会委員長元衆議院議員不破哲三君は　多年憲政のために尽力し　特に院議をもってその功労を表彰されました

君は　終始政党政治の推進に力をいたし議会制民主政治の発展に貢献されました　その功績はまことに偉大であります

衆議院は　君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

議事日程

三月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第七号

令和八年三月二十六日（木曜日）

午後一時開議

一　国務大臣の演説（米国訪問に関する報告について）

参議院

議案付託

三月二十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第六号）　財政金融委員会に付託

質問主意書提出

三月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問主意書（小西洋之提出）（第二二号）

衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二三号）

衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時間外労働に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二四号）

トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第二五号）

質問主意書転送

三月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

令和八年四月以降の高等学校等就学支援金の支給に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一九号）

ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の関係に関する質問主意書（辻元清美提出）（第二〇号）

ホルムズ海峡を巡る情勢と国際法との関係等に関する質問主意書（辻元清美提出）（第二一号）

報告書受領

三月二十五日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第二項の規定に基づく令和七年官民人事交流に関する年次報告を受領した。

人事異動

内閣

（宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事補・宇都宮簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　加藤　潤也

（静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補・静岡簡易裁判所判事）同　河口　嵩朋

（静岡家庭裁判所判事補兼静岡地方裁判所判事補・浜松簡易裁判所判事）同　志村　敬一

（神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補・神戸簡易裁判所判事）同　白浜　菜央

（福井地方裁判所判事補兼福井家庭裁判所判事補・福井簡易裁判所判事）同　田中　宏明

（金沢地方裁判所判事補兼金沢家庭裁判所判事補・金沢簡易裁判所判事）同　野原　顕

（富山地方裁判所判事補兼富山家庭裁判所判事補・富山簡易裁判所判事）同　相島　圭介

（大分地方裁判所判事補兼大分家庭裁判所判事補・大分簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　小野あゆみ

（熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補・熊本簡易裁判所判事）同　若松　亮太

（札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事）同　小松　美緒

兼官を免ずる（各通）（三月二十五日）

最高裁判所

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事　関根　規夫

岡山家庭裁判所判事に補する　岡山家庭裁判所長を命ずる　岡山簡易裁判所判事に補する　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　篠原　康治

さいたま地方裁判所判事に補する　部の事務を総括する者に指名する　兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する　さいたま簡易裁判所判事に補する（以上三月二十日）

札幌簡易裁判所判事　鹿島　章一

留萌簡易裁判所判事に補する　兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　古田　孝夫

東京高等裁判所判事に補する　部の事務を総括する者に指名する　東京簡易裁判所判事に補する　青森地方裁判所判事兼青森家庭裁判所判事・青森簡易裁判所判事　市川多美子

大阪高等裁判所判事に補する　部の事務を総括する者に指名する　大阪簡易裁判所判事に補する　札幌高等裁判所判事・札幌簡易裁判所判事　齋藤　清文

青森地方裁判所判事に補する　青森地方裁判所長を命ずる　兼ねて青森家庭裁判所判事に補する　青森家庭裁判所長を命ずる　青森簡易裁判所判事に補する　青森簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　函館地方裁判所判事兼函館家庭裁判所判事・函館簡易裁判所判事　角井　俊文

札幌高等裁判所判事に補する　部の事務を総括する者に指名する　札幌簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所立川簡易裁判所判事兼東京家庭裁判所立川支部判事　中村　恭
函館地方裁判所判事に補する
函館地方裁判所長を命ずる
兼ねて函館家庭裁判所判事に補する
函館家庭裁判所長を命ずる
函館簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　中久保朱美
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する（以上三月二十二日）
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　井出　正弘
札幌高等裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する（三月二十三日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事　久保田浩史は三月十九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事　脇山靖幸は三月二十日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事　鹿子木康は三月二十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、東日本大震災復興状況御視察等のため、三月二十五日から同月二十六日まで、岩手県及び宮城県へ行幸啓の御予定であったところ、両陛下には引き続きお風邪の症状がおありになり、お咳が続いていらっしゃることから、同行幸啓を延期になった。

なお、愛子内親王殿下のお成りも延期になった。

御祝電

天皇陛下は、バングラデシュの独立記念日につき、三月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和８年３月27日

農林水産大臣　鈴木　憲和

五島南方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　令和８年３月27日から令和８年４月16日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁ＨＰ：https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html
水産庁漁港漁場整備部事業課
水産庁九州漁業調整事務所
長崎県水産部漁港漁場課
長崎県県北振興局水産課
長崎県五島振興局水産課

日本海西部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成19年９月３日に公表した日本海西部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を一部廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和８年３月27日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　一部廃止した理由

本地区において、平成19年９月３日に公表した計画に基づき整備することとしていた施設のうち未整備となっている施設について、地域の漁場利用に対する考え方を踏まえ計画を精査した結果、整備の必要がなくなったため、当該施設に係る事業を廃止した。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる施設以外の施設は、工事が完了している。

3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

事業実施済みの保護育成礁により、当初計画していた効果は概ね発揮されており、対象水産資源の保護増大は図られている。

4　一部廃止したことによる影響に関する事項

当初計画していた効果は概ね達成されており、施設を減じることによる地域の水産物流通等への影響は少ない。

5　今後の課題と対応に関する事項

完成した保護育成礁内の水産資源の保護増大を図るとともに、本事業の効果を詳細に把握・分析することが必要である。

北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、令和八年三月十九日に、北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和八年三月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月27日

近畿運輸局長　服部　真樹

1．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「271,500円」を「282,500円」に、「255,050円」を「266,050円」に、「212,750円」を「223,750円」に、「203,450円」を「214,450円」に改める。

2．近畿海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,800円」を「275,300円」に、「203,400円」を「213,400円」に改める。

3．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「220,000円」を「231,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月26日から効力を生ずる。

四国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月27日

四国運輸局長　田村　顕洋

1．四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「270,000円」を「280,700円」に、「253,450円」を「264,150円」に、「211,400円」を「222,100円」に、「202,000円」を「212,700円」に改める。

2．四国海上旅客運送業最低賃金第４項中「263,450円」を「273,450円」に、「197,000円」を「209,000円」に改める。

3．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「199,800円」を「207,800円」に改める。

4．四国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「213,300円」を「224,000円」に、「205,800円」を「215,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月26日から効力を生ずる。

神戸運輸監理部最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）及び神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月27日

神戸運輸監理部長　峰本　健正

１．神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「269,650円」を「280,650円」に、「253,200円」を「264,200円」に、「211,100円」を「222,100円」に、「201,800円」を「212,800円」に改める。

２．神戸海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,800円」を「275,300円」に、「203,400円」を「213,400円」に改める。

３．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「225,600円」を「236,600円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月26日から効力を生ずる。

国家試験

令和８年浄化槽設備士試験の施行について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第２項の規定により、令和８年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

令和８年３月27日

国土交通大臣　金子　恭之

１　実施期日　令和８年７月12日（日）

２　実施場所　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

３　受験手数料　31,700円

４　受験手続

⑴　受験申請受付期間　令和８年４月１日(水)から令和８年５月20日（水）まで

⑵　受験申請の受付機関　公益財団法人日本環境整備教育センター　〒130―0024　東京都墨田区菊川二丁目23番３号　電話番号（03）3635局4881番

https://www.jeces.or.jp

⑶　受験申請方法　４⑵の機関のホームページからオンライン申請すること。

５　受験票の送付　受験票は、４⑵の機関から直接受験者に送付する。

６　合格の発表　令和８年８月下旬に合格者を４⑵の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。令和８年９月中旬に官報で公告し、本人に合格した旨を通知する。

７　その他　受験手続等に関する問い合せは、４⑵の機関にて行う。

公　聴　会

公聴会の開催について

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項六号の規定に基づく特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法及び製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法の指定について、同法第七十一条の規定に基づき、公聴会を開催するので、次のとおり公告する。

令和八年三月二十七日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

一　案件

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法及び製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法の指定

（別記）

二　日時　令和八年四月十四日午後一時

三　場所　ウェブ会議を利用したオンライン開催及び対面開催（東京都港区虎ノ門アルセアタワー公正取引委員会内会議室）

四　意見申出要領　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所（郵便番号及び電話番号を付記すること。）、氏名（振り仮名を付記すること。）メールアドレス及び職業を明記の上、意見の概要を次の要領によりできるだけ具体的に記載した文書を、令和八年四月七日までに、メール（kitori_1006@jftc.go.jp）又は郵便（郵便番号一〇五―〇〇〇一　東京都港区虎ノ門タワー十階公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課宛て）で提出すること。

(一)　意見を提出する告示案

(二)　賛否とその理由

(三)　修正案がある場合は、その案

(四)　その他参考となる意見

(五)　公聴会で資料を提出しようとする場合は、その資料の概要

(六)　希望する出席方法（オンライン又は対面のいずれか）

五　公述人　公聴会における発言者は、意見概要の提出者の中から、公正取引委員会において選定の上、当人に宛て通知する。

六　この公聴会についての問い合わせ先は、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課である。

七　一特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法及び製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法（案）」は、左記において閲覧に供するほか、公正取引委員会のホームページ（https://www.jftc.go.jp）に掲載する。

諸事項

公告

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶３艘
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
⑴　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県猿島郡境町金岡地先
⑵　当該工作物を除却した日　令和８年２月12日から令和８年２月16日
3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年２月12日から令和８年２月16日
⑵　保管の場所　茨城県古河市桜町４－８　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　古河出張所
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。
5　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19－１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話0480－52－3960

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

河川法に基づく工作物返還に係る公示

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年３月27日

関東地方整備局長　橋本　雅道

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０８９号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415A
清算株式会社　株式会社ミノバト
１　決定年月日　令和８年３月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１号
愛知県江南市河野町一色120番地
清算株式会社　株式会社維研プロダクツ
代表清算人　町田　正浩
１　決定年月日　令和８年３月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（ヒ）第３０３６号
大阪府吹田市青山台４丁目９番８号
清算株式会社　株式会社ハローウィンズ
１　決定年月日　令和８年３月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００７号
神戸市中央区磯辺通３丁目２番11号三宮ファーストビル702号
清算株式会社　日本水機調査株式会社
１　決定年月日　令和８年３月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０９７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
清算株式会社　株式会社べる
代表清算人　鈴木　耕二
１　決定年月日　令和８年３月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の債権者に別紙「弁済額」の欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第３００２号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　ビッグ株式会社
代表清算人　武　笑美也
１　決定年月日　令和８年３月17日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対する残余の債権につきその債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、本件協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における書面による決議に付する決定

令和７年（ミ）第２号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
更生会社　株式会社タガヤス
１　議決権の行使方法　書面投票
２　書面投票期間　令和８年３月17日から令和８年４月21日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　令和８年４月10日
令和８年３月17日
大阪地方裁判所第６民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第３１号

東京都大田区羽田１丁目18番11号

再生債務者　株式会社共進エキスプレス

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　再生債務者の株式の取得に関する定め

⑴　取得する株式の数

全ての発行済株式である普通株式300株

⑵　再生債務者が上記１⑴記載の株式を取得する日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する。

２　資本金の額の減少に関する定め

⑴　減少する資本金の額

資本金1500万円全額

⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

３　募集株式を引き受ける者の募集に関する定め

再生債務者は、日本物流ファンド株式会社（以下「スポンサー」という。）に対し、以下のとおり募集株式を発行する。

⑴　募集株式の数

普通株式800株

⑵　募集株式の払込金額

募集株式１株につき金15万円

⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間

再生計画認可決定確定の日から１か月

⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額　金6000万円

増加する資本準備金の額　金6000万円

⑸　割当方法

第三者割当の方法により、スポンサーに全株式を割り当てる。

令和８年３月16日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年六月十七日までにお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

埼玉県川越市旭町一丁目一六番一三号ラメール川越一階

（甲）医療法人社団埼玉双泉会

理事長　羽毛田　公

東京都葛飾区青戸五丁目三〇番一六号二階

（乙）医療法人社団東京東双泉会

理事長　羽毛田　公

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　一三八頁（号外第二一九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　二一八頁（号外第二一七号）

令和八年三月二十七日

東京都千代田区神田駿河台二丁目二番地二

（甲）株式会社石橋楽器店

代表取締役　五十嵐勝則

東京都千代田区神田小川町二丁目一四番地

（乙）株式会社ポンドピエール

代表取締役　五十嵐勝則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十五日

掲載頁　五頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十五日

掲載頁　一一二頁（号外第二二四号）

令和八年三月二十七日

東京都港区麻布台一丁目一一番一〇号

（甲）株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ

代表取締役　小山　薫堂

東京都港区麻布台一丁目一一番一〇号

（乙）株式会社ジョージクリエイティブカンパニー

代表取締役　萩尾　友樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十七日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

（甲）株式会社ヘッドウォータース

代表取締役　篠田　庸介

東京都港区愛宕二丁目五番一号

（乙）ＢＢＤイニシアティブ株式会社

代表取締役　稲葉　雄一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　七十九頁（号外第一六三号）

（乙）https://www.kirara-group.co.jp

令和八年三月二十七日

東京都中央区銀座七丁目一六番一二号Ｇ－７ビルディング

（甲）株式会社モード・プランニング・ジャパン

代表取締役　貞松　成

東京都中央区銀座七丁目一六番一二号

（乙）株式会社きららグループホールディングス

代表取締役　貞松　成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.gendagigo.jp/

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月二十七日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（甲）株式会社ＧＥＮＤＡ　ＧｉＧＯ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ

代表取締役　二宮　一浩

福岡県中間市中央一丁目一〇番一〇号一〇一

（乙）有限会社サンダイ

代表取締役　光岡　竜

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月十一日

掲載頁　九十頁（号外第五十号）

令和八年三月二十七日

東京都台東区柳橋二－一－一〇第二東商センター一－一九一

（甲）株式会社和

代表取締役　山口　和美

東京都台東区柳橋二丁目一番一〇号第二東商センター一～一九一

（乙）株式会社東和

代表取締役　下館　義勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十七日

東京都千代田区大手町一丁目一番一号

(甲) ＴＣＢ－１４株式会社

代表取締役　小森　一孝

福岡市博多区博多駅東三丁目六番一八号

(乙) 株式会社ＦＣホールディングス

代表取締役　福島　宏治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二日

掲載頁　九十三頁（号外第二六四号）

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十日

掲載頁　七十五頁（号外第二五五号）

令和八年三月二十七日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル一二Ｆ

(甲) ソフォス株式会社

代表取締役　足立　達矢

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル一二Ｆ

(乙) セキュアワークス株式会社

代表取締役　足立　達矢

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は確定した最終事業年度はありません。また、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月二十七日

東京都港区麻布台一丁目二番一号

(甲) 株式会社杉本

代表取締役　杉本　宏之

東京都港区麻布台一丁目二番一号

(乙) 有限会社杉本事務所

取締役　杉本　宏之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.tcs-sco.jp

(乙) http://www.fk-data.com/

令和八年三月二十七日

東京都文京区後楽一丁目二番八号

(甲) 株式会社ティー・シー・エス

代表取締役　駒津　敏行

東京都文京区後楽一丁目二番八号

(乙) 株式会社複合研ディーエル

代表取締役　駒津　敏行

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

岐阜県中津川市駒場一四九三番地一九

(甲) 特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワーク

理事　岩田　知子

岐阜県中津川市蛭川六三九三番地二

(乙) 特定非営利活動法人ひなたぼっこ

理事　大橋利恵子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

大阪市西淀川区中島二丁目九番一三号

(甲) 株式会社漢那商店

代表取締役　漢那　節美

大阪市西淀川区中島二丁目九番四七号

(乙) 漢那商事株式会社

代表取締役　漢那　幸枝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://sc-holdings.co.jp

(乙) https://sc-holdings.co.jp

令和八年三月二十七日

福岡市博多区綱場町六番一五号

(甲) 株式会社ＳＣホールディングス

代表取締役　吉田　知明

福岡市博多区綱場町六番一五号

(乙) 株式会社個別指導塾スタンダード

代表取締役　吉田　知明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十九日

掲載頁　八十四頁（号外第六十号）

令和八年三月二十七日

北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号

(甲) スピードネットワーク株式会社

代表取締役　前田　健次

北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号

(乙) Ｋ１０８合同会社

代表社員　前田　健次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　九頁

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　五十六頁（号外第六十二号）

令和八年三月二十七日

大阪市西淀川区中島二丁目九番一三号

(甲) 株式会社漢那商店

代表取締役　漢那　節美

大阪市西淀川区中島二丁目九番四七号

(乙) 漢那商事株式会社

代表取締役　漢那　幸枝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十六日

掲載頁　一八一頁（号外第五十三号）

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十六日

掲載頁　一八一頁（号外第五十三号）

令和八年三月二十七日

沖縄県那覇市おもろまち四丁目七番八号

(甲) 株式会社ピータイム

代表取締役　木村光一朗

沖縄県浦添市西原六丁目三番一号

(乙) 株式会社コンパドール

代表取締役　木村光一朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.ainj.co.jp/

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一九八頁（号外第一四六号）

令和八年三月二十七日

札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三〇号

(甲) 株式会社アインファーマシーズ

代表取締役　首藤　正一

広島県福山市沖野上町四丁目一三番二七号

(乙) 株式会社ファーマシィ

代表取締役　前川　征人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の化粧品の販売事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　六頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月二十七日
埼玉県鴻巣市南一丁目七番一一号
（甲）株式会社アルファメディック
代表取締役　齋藤　秀明
熊本県八代市鏡町鏡村九一〇番地
（乙）有限会社ヤマダ
取締役　齋藤　秀明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産売買仲介事業及び不動産賃貸管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mec-h.co.jp/koukoku/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一〇一頁（号外第一三九号）
令和八年三月二十七日
東京都新宿区北新宿二丁目二一番一号
（甲）三菱地所ハウスネット株式会社
代表取締役　平川　清士
東京都港区芝大門二丁目四番一号
（乙）本葉国際不動産株式会社
代表取締役　平川　清士

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は自己のビジネスサポート事業及び共通部門が担う事業に関して有する権利義務を承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日です。甲は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しており、乙は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年四月二十七日までにお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.diarix.co.jp/company/public-notice/
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年三月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（甲）ダイヤリックス株式会社
代表取締役　中田　真一
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（乙）リックスビジネスパートナーズ株式会社　代表取締役　荻原　篤

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が管理運営する衛星データプラットフォーム事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://corp.tellusxdp.com/
令和八年三月二十七日
東京都新宿区西新宿七丁目二〇番一号
（甲）株式会社Ｔｅｌｌｕｓ　Ｇｌｏｂａｌ　代表取締役　山﨑　秀人
東京都新宿区西新宿七丁目二〇番一号
（乙）株式会社Ｔｅｌｌｕｓ
代表取締役　山﨑　秀人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むスポーツジム、フィットネスクラブ及び運動施設等の経営、トレーニング及びフィットネスに係る指導及びカウンセリングに関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）掲載紙　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　七頁

令和八年三月二十七日
東京都豊島区南長崎四丁目二〇番五号アーバン南長崎ビル三Ｆ
（甲）株式会社アットエコライフ
代表取締役　大石　廉
東京都豊島区南長崎四丁目二〇番五号アーバン南長崎ビル三Ｆ
（乙）株式会社ＬｉＨＡ
代表取締役　大石　廉

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の音響事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十八日
掲載頁　五十七頁（号外第五十五号）
令和八年三月二十七日
名古屋市昭和区吹上町二丁目一九番地の二
（甲）株式会社テルスターｎｅｏ
代表取締役　今井　信明
名古屋市昭和区吹上町二丁目一九番地の二
（乙）株式会社テルスター
代表取締役　落　昌司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のワークコミュニケーションソフトウエアサービス「ＢｕｄｄｙＢｏａｒｄ」事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年三月二十七日
名古屋市瑞穂区桃園町三番八号
（甲）株式会社ＢｕｄｄｙＢｏａｒｄ
代表取締役　小坂　来造
名古屋市瑞穂区苗代町一五番一号
（乙）ブラザー工業株式会社
代表取締役　池田　和史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の左記の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

一　自動車部分品、付属品の製造販売並びに自動車一般工作
二　自動車及び定置用石油燃料ガス発生炉装置の製造販売
三　変圧器、配電盤、電力用開閉器等の電気機械器具の製造販売
四　各種機械器具工具の製造販売
五　金属プレス加工品の製造販売
六　前各号に伴う各種材料の販売
七　不動産の賃貸
八　同種事業及び会社目的遂行の為必要な事業への投資
九　前各号に付帯する一切の業務

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月八日
掲載頁　七十九頁（号外第一五六号）
令和八年三月二十七日
滋賀県高島市マキノ町中庄四六四番地
（甲）平安製作所株式会社
代表取締役　前田　昭宏
滋賀県高島市マキノ町中庄四六四番地
（乙）株式会社平安製作所
代表取締役　前田　昭宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一九八頁（号外第一四六号）
（乙）https://www.ainj.co.jp/
令和八年三月二十七日
広島県福山市沖野上町四丁目一三番二七号
（甲）株式会社ファーマシィ
代表取締役　前川　征人
札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三〇号
（乙）株式会社アインファーマシーズ
代表取締役　首藤　正一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の保険代理並びに不動産の管理、賃貸、売買及び仲介に係る事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.daiichi-sogyo.co.jp

令和八年三月二十七日

沖縄県那覇市古波蔵三丁目八番八号

（甲）第一保険サービス株式会社

代表取締役　山城　達彦

沖縄県那覇市古波蔵三丁目八番八号

（乙）第一総業株式会社

代表取締役　山城　達彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｖｉｚｑｕｉｔｙ（住所東京都世田谷区太子堂五丁目三番一〇号ＧＳハイム太子堂三〇二）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十八日

掲載頁　五十頁（号外第三十四号）

令和八年三月二十七日

東京都渋谷区桜丘町二一番二号

株式会社Ｐヴァイン

代表取締役　水谷　聡男

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ディグロス分割準備会社（住所東京都新宿区歌舞伎町二丁目二番一五号ヒルコート東新宿ビル七階）に対して当社のＣＲＭ支援サービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://dgloss.co.jp/

令和八年三月二十七日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー七Ｆ

株式会社ディグロス

代表取締役　大村　剛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

北海道白糠郡白糠町庶路東一線一七番地

合同会社根ざす農業

代表社員　森　崇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

埼玉県三郷市栄四丁目一六〇番地二

装建工業合同会社

代表社員　小島　恭也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＮｅｘｔＥａｒｔｈとします。効力発生日は令和八年四月二十八日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月十八日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸九〇三番地一

合同会社ＮｅｘｔＥａｒｔｈ

代表社員　宮脇トニー

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＥＬＥＭＯｓ株式会社とします。

効力発生日は令和八年五月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月二十四日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三幕張テクノガーデンＢ棟九階一Ｅ号室

ＥＬＥＭＯｓ合同会社

代表社員　伊藤　京子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

東京都中央区晴海二丁目二番四二―三七一八号

合同会社モーランド

代表社員　内田　智大

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

日本プライベート・デット株式会社

代表取締役　小川　健二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

東京都渋谷区猿楽町一五番九―三〇五号

ハチハチ合同会社

代表社員　林　尚道

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

東京都豊島区池袋二―六五―一―三〇五

Ｗｏｒｋｂｅｅ　Ｓｅｒｖｉｃｅ合同会社

代表社員　宋　蕾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

東京都立川市柴崎町二―一二―一七輪々舘二〇二号

Ｈａｒｖｅｓｔ合同会社

代表社員　白石　翔也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＨＯＣとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

横浜市中区常盤町二丁目一〇番地

合同会社ＨＯＣ

代表社員　濵　久貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ビズサポートとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

神奈川県足柄上郡開成町吉田島五〇〇三番地一四

合同会社ビズサポート

代表社員　松永　泰裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

大阪府堺市堺区東永山園二番二九号

合同会社ＧＴＧ

代表社員　平石　統

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

福岡県久留米市宮ノ陣四丁目六番八号

合資会社キタハラ

代表社員　北原　明彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二十七日

掲載頁　四頁

令和八年三月二十七日

岩手県九戸郡洋野町種市第二二地割一三三番地一

株式会社北三陸ファクトリー

代表取締役　下苧坪之典

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を三億百十五万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七十六頁（号外第二八六号）

令和八年三月二十七日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー三五階

アロー・エレクトロニクス・ジャパン株式会社

代表取締役　村井　西伊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千一百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

株式会社ビーケー０

代表取締役　糸木　悠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千九百九十八万円減少することにいたしました。

なお、減少する千九百九十八万円は資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十日

掲載頁　九十二頁（号外第四十九号）

令和八年三月二十七日

東京都豊島区北大塚二丁目三三番二〇号

株式会社ＥｘｔｒａＢｏｌｄ

代表取締役　原　雄司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　一二三頁（号外第五十四号）

令和八年三月二十七日

東京都千代田区神田神保町三丁目五番地

東京リスマチック株式会社

代表取締役　寺澤　眞一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千八百九十九万九千四百六十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十六日

掲載頁　五十三頁（号外第一九二号）

令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号ＫＤＸ虎ノ門一丁目ビル一一Ｆ

ＭＯＺＵ株式会社

代表取締役　野口　真平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百七十四万千三百六十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二十七日

掲載頁　三頁

令和八年三月二十七日

東京都港区赤坂五丁目二番三三号ＩｓａＩ　ＡｋａｓａＫＡ

株式会社Ｐｒｏｘｉｓ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ

代表取締役　髙橋　慶治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十七日

東京都千代田区大手町一丁目一番一号

ＴＣＢ－１４株式会社

代表取締役　小森　一孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億六千五百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十五日

掲載頁　六十六頁（号外第三十八号）

令和八年三月二十七日

東京都品川区上大崎二丁目一四番九号

株式会社ＤＰＩＣＪ１

代表取締役　玉澤　康一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億七千百六十三万二千六百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十七日

東京都千代田区神田東松下町一〇番地五

株式会社ＶＨホールディングス

代表取締役　仲田真紀子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千七百八十三万三千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月一日

掲載頁　一〇三頁（号外第一九七号）

令和八年三月二十七日

東京都目黒区青葉台四丁目七番七号

ｉＹｅｌｌ株式会社

代表取締役　窪田　光洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億六七五七万六四七七円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十七日

東京都港区南青山一丁目一五番三七号

窪田製薬ホールディングス株式会社

代表取締役　窪田　良

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三十一億九千五百万円減少し金一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十八日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十一日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十五日

掲載頁　六十五頁（号外第三十六号）

令和八年三月二十七日

東京都千代田区神田神保町二丁目一〇番地

四ＰＭＯ神保町一一階

ＲＥＭＯＷ株式会社

代表取締役　石井　晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千二百四十二万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月二十七日

東京都台東区台東一―二四―九ブライト秋葉原五階

有限会社エム・エム商事

代表取締役　郝　振杰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千七百万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/128315l/announces

令和八年三月二十七日

東京都目黒区自由が丘二―一六―一二ＲＪ３

ＧＰバイアウトＯ株式会社

代表取締役　古川　徳厚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千三百十七万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　八十六頁（号外第十四号）

令和八年三月二十七日

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目一一番地五

株式会社柴橋商会

代表取締役　柴橋　和弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五万円減少し二百十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

三重県伊賀市ゆめが丘一丁目一番地の四

合同会社伊賀電気引込工事センター

代表社員　伊賀電機工業株式会社

職務執行者　石原　和夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　五十六頁（号外第六十二号）

令和八年三月二十七日

大阪市北区東天満二丁目二―一四Ｔ．Ｙビル六〇一号　ライブオークション株式会社

代表取締役　西　淳一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千三百八十二万五千円減少し五百万円とすることにしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ryojiaba.co.jp

令和八年三月二十七日

福岡市南区大橋四丁目三番一号

株式会社ｒＹｏｊｂａｂａ

代表取締役　馬場　亮治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百七十万五千八百円減少することにいたしました。

ただし、効力発生日までの期間に、当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該行使により増加する資本金の額と同額を、右記の減少する資本金の額に加えて減少するものとし、減少後の資本金の額は二千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十七日

福岡市博多区博多駅前三丁目四番一号

ＧＬＣ　ＧＲＯＵＰ株式会社

代表取締役　髙村　隼人

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする株式会社丸の内運送との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十七日

山形県寒河江市高田三丁目八四番地の一

株式会社丸の内ＨＤ

代表取締役　小林　茂美

準備金の額の減少公告

当社は、その他利益剰余金の欠損填補の原資確保のため、資本準備金の額を十三億円減少し、当該減少額十三億円をその他資本剰余金に振り替えることにし、その効力発生日を令和八年四月三十日といたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十四日に終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内（令和八年四月二十七日限り）に、左記の提出先に書面（郵送可・期限内必着）にてお申し出下さい。

提出先　東京都港区南青山三丁目一番三一号ＫＤ南青山ビル　アフラックデジタルサービス株式会社経営管理部

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　三頁

令和八年三月二十七日

東京都港区南青山三丁目一番三一号ＫＤ南青山ビル

アフラックデジタルサービス株式会社

代表取締役　鍵谷圭二郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　五十頁（号外第二四八号）

令和八年三月二十七日

東京都千代田区東神田二丁目八番一三号

株式会社アルト・コーポレーション

代表取締役　赤木　政一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千八百九十四億四千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十二日

掲載頁　二十六頁

令和八年三月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ＴＢＪホールディングス株式会社

代表取締役　稲垣　伸一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七二、〇四〇、三七八円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　五十九頁（号外第一六四号）

令和八年三月二十七日

東京都渋谷区南平台町五番六号

株式会社ファイブハンドレッドクラブ

代表取締役　巴　政雄

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を百五十万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞社

掲載の日付　令和八年三月十日

掲載頁　二頁

令和八年三月二十七日

愛知県名古屋市東区泉一丁目二一番二七号

株式会社エスケイワード

代表取締役　沢田　圭一

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を五億四千九百九十六万六千二百八十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十七日

愛知県蒲郡市府相町三丁目五四番地

3SeAホールディングス株式会社

代表取締役　山本　成竜

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億二千四百六十一万二千四百四十四円、資本準備金の額を十一億二千四百六十一万二千四百四十三円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十五日であり、株主総会の決議は令和八年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年三月二十七日

東京都中央区日本橋本町三丁目一一番五号

株式会社モダリス

代表取締役　森田　晴彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千百七十八万三千九百三十六円、資本準備金の額を二億六千七百四十六万六千六百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/1049142/announces

令和八年三月二十七日

東京都千代田区大手町一―六―一大手町ビル四階ＦＩＮＯＬＡＢ

ＬＵＣＡジャパン株式会社

代表取締役　ピコリマ慶子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千三百六十万円、資本準備金の額を二億二千三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十七日

東京都新宿区下宮比町一番四号

株式会社ジェイ・シー・エー

代表取締役　大串　啓介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千七百万円、資本準備金の額を十一億三千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一三八頁（号外第一六六号）

令和八年三月二十七日

東京都千代田区大手町一丁目二番一号

Ｒａｘｉ株式会社

代表取締役　櫻井　敏治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を十億六千七百十八万八百六十九円、資本準備金の額を八億五千八十八万八百六十九円減少し、それぞれ十万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七十八頁（号外第二八六号）

令和八年三月二十七日

横浜市港北区新横浜三丁目一九番一号

株式会社チップワンストップ

代表取締役　ラファエル・サルミ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百三十億八千六百五十万円、資本準備金の額を二百三十億八千六百五十万円減少することといたしました。

効力発生日は、令和八年四月三十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十七日

京都府長岡京市東神足二丁目一番一号

三菱ロジスネクスト株式会社

代表取締役　間野　裕一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億七千五百二十三万三千三十七円、資本準備金の額を十四億八千七十万千五百六十一円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十七日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目七番一五号

株式会社ファンペップ

代表取締役　三好　稔美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百三十二万円、資本準備金の額を二億九千百三十二万百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十七日

大阪市西区靭本町一丁目一三番九号中央ビル一階

株式会社フィットクルー

代表取締役　鹿島　紘樹

定款変更につき通知公告

当社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月十五日であり、株主総会決議は、令和八年三月二十七日に予定しております。なお、効力発生日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十七日

群馬県太田市飯塚町一九三三番地

株式会社アイリス

代表取締役　大隅　洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十七日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号

株式会社アクアビルトコーポレーション

代表取締役　菅原　秀一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十七日

広島市佐伯区三宅町一〇五〇番地

広島ゴルフ観光株式会社

代表取締役　中田　幸男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十七日

広島県福山市引野町一丁目一番一号

福山青果株式会社

代表取締役　小林　廣幸

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年五月一日までに乙にご提出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　七十三頁（号外第一七七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　七十九頁（号外第一六四号）

令和八年三月二十七日

東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号住友不動産九段ビル一二階

（甲）アンドファーマ株式会社

代表取締役　岩本　紳吾

東京都新宿区下宮比町一番四号

（乙）株式会社ジェイ・ケイ・アイ

代表取締役　神永　信吾

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千五百万円減少し、二億五千一百二十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年四月二十八日であり、社員総会の決議は、令和八年三月二十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年二月十九日付官報の号外第三十五号一一二頁に掲載されています。

令和八年三月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

岡山空港南開発特定目的会社

取締役　田渕　安春

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十九日

掲載頁　二十九頁（号外第十一号）

令和八年三月二十七日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

Ｄｉｏｎｙｓｕｓ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千四百二十一万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000842/f2r6/

令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＴＭＰ　ＳＭ１特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四六億二八一一万七九一七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一四四頁（号外第一六一号）

令和八年三月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―八〇七号

西淀川物流特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十四億五千二百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　五十七頁（号外第六十二号）

令和八年三月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

尼崎２プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snmn.jp/koukoku/kobe_logistics_tmk/

令和八年三月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

神戸ロジスティクス特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十一日付官報の号外第八十二号五十五頁に掲載されています。

令和八年三月二十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・フォー

特定目的会社　取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00036

令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・スリー特定目的会社　取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00037

令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ファイブ

特定目的会社　取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00040

令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・エイト特定目的会社　取締役　中村　武

訂正公告

令和八年三月十七日掲載の大阪地方裁判所に係る令和七年（チ）第五十九号所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告（甲立入調査等許可）の公告中、（別紙）物件目録の所在に「大阪市生野区巽北一丁目」とあるのは「大阪市生野区巽北一丁目」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和八年三月十九日掲載（号外第六十号）の株式会社エヌタスに係る第八期決算公告中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月二十七日

長崎県長崎市新地町三番一七号

株式会社エヌタス

代表取締役　濵本　剛一